

第 33 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年2月26日(木) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 45分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>23名</p> <p>農業委員</p> <p>1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄</p> <p>農地利用最適化推進委員</p> <p>1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一</p> <p>[遅刻委員] [中座委員] [早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 杉戸 恵司 10番 星野 昭彦 6番 小菅 雄一郎</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 細井 裕子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第126号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第127号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件</p> <p>日程第4 報告第63号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第64号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 　　ただ今から第33回桐生市農業委員会を開会いたします。
　　ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員11名であり、定足数に達して
　　おりますので、直ちに会議を開きます。

　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
　　議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、1番富田委員
　　及び3番山形啓子委員を指名いたします。
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

　　日程第2「会期決定の件」を議題といたします。
　　お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。こ
　　れにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

　　続きまして、日程第3第126号議案「農地法第4条の規定による許可申
　　請」について、委員会処分が2件ございます。

　　以上を議題といたします。

　　事務局より説明願います。

事 務 局 　　はい。議長。

議 長 　　はい。事務局。

事 務 局 　　(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

　　受付番号3番、4番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集
　　団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

　　用地選定については、より適した代替地を探すのは困難とされますので、
　　基準を満たしていると考えます。

　　次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考え
　　ます。

　　以上3番、4番について、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許
　　可要件の全てを満たしていると考えます。

　　ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　　続きまして、この件について2月24日に現地調査を実施しておりますの
　　で、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10番推進委員 　　はい。

議 長 はい。10番齊藤推進委員。

10番推進委員 10番齊藤です。2月24日に7番星野重彦委員と事務局2名とっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

第126号議案、受付番号3番です。場所は、新里町新川元宿集会所北西になります。住宅地の一角で、既にガレージが建っており、始末書を提出されているため、問題はないかと思ひます。

続きまして、受付番号4番です。場所は、水沼駐在所南東になります。相続をした時点で申請地を露天資材置場用地として使用していたようですが、始末書を提出されているため、問題はないかと思ひます。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、願ひします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番丹羽です。受付番号3番、4番は、農業振興地域の青地か白地どちらでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号3番、4番共に白地という扱いになります。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番丹羽です。農地転用の許可を受けていないということは、違反転用になりますが、今までの申請のほとんどが始末書で処理されておりますが、始末書とそれ以上の違反転用に対する罰則について、基準を設けているのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 今回のような、始末書の是正の申請については、一般的にケースバイケースで考えております。農地の種別が、明らかに優良農地、1種農地、除外のされていない農振地域については、是正の指導を行うことがあります。指導を行うにしても、案件ごとに、検討していく場合もありますし、今回のように始末書での申請とする場合もござひます。以上です。

2番推進委員 はい。

議 長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 2番荻原です。この2件、どのような経緯で判明したのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 こちらで確認が取れている範囲ですが、先程白地だと説明させていただきましたが、農業振興地域から除外までは行ひ、除外を行ったのが親の代でござひまして、本来であれば農地転用の許可申請を提出し、転用すべきなのですが、

農地転用の許可申請を失念してしまい、相続をして現況に至ったという内容が申請書に書かれております。始末書をつけていただき、お話も伺っており、場所は違いますが2件とも同じような農地転用許可申請書が提出されております。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 2番荻原です。受付番号4番につきましては、国土調査が行われまして、その時私も立ち会っておりました。おそらく、建物が建っておりましたので、現状に合わせたほうが良いと指導を受け明確になったのですが、親の代から認識していなかったこと自体がどうかと思います。

議長 どちらにしても、2つの案件も正規の手続きを踏んでいない現実がございます。国土調査が行われるとはっきりしてくるケース等いろいろとでてきたりします。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 2番荻原です。このような場合は、桐生市からご指導されるものでしょうか。始末書をもってすべて解決するのは、どうかと思います。

議長 始末書だけで済むということは、いかがかという話もありますし、申請地が白地であるということなのでやむを得ないかと思います。事務局で説明したように、その判断が良いことではないけれど、ケースバイケースで判断して、そのままにしているよりは、ここで転用の許可を得て正規に登録をしていただくのが良いかなと思います。良いことではないけれど、やむを得ないかと思います。

5番推進委員 はい。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番大澤です。始末書がどういうものか、名前などの個人情報載った部分を伏せて、始末書のコピーを見せていただくとわかりやすいと思います。

議長 どちらにしても、今回はこの書類を提出したことによって正規の手続きで許可を得れば、登記できるので、ここでこの申請を止めてしまうと登記もできず、この状態が続くことを頭に入れていただいて、良い事ではないですが、やむを得ないと判断していく方向で良いかと思いますが、みなさんどうでしょうか。

事務局 補足説明がございます。先程から出ている始末書については、除外の段階で悪質なものの、例えば、太陽光業者が農地転用除外申請の許可を取得する前から工事をしており、すぐに撤去しないと農地除外申請すら認められない事例が実際ありました。除外がまだ済んでないということで、除外のほうで、保留扱いして、撤去が終了してから他の案件と同時に乗せた経緯がございました。悪質な案件については、農地転用除外の段階で止めておりますし、農業委員会に提

出される許可の書類については、青地から白地に許可されたものになります。

先程、大澤委員からご質問のされた始末書の件になりますが、これから事務局より読み上げさせていただきますので、よろしいでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号4番の始末書朗読

議 長 おわかりいただけましたでしょうか。

5番推進委員 はい。ありがとうございます。

議 長 先日の2月13日に新里地区において新里・黒保根地区の委員さんに集まっていた除外審議会の案件を処理いたしました。先ほど事務局から補足説明いただいたように、農振地域から除外をする時が一番大事なので、そこで慎重に審議いたします。その後、農振除外が許可され、白地になってから農業委員会に許可申請が提出された場合、不許可にする理由がなく、ここで滞っていた案件であれば、何か配慮してくださいということで許可申請を受けていくのかと思います。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第126号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第126号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第127号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 (議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号47番から50番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上47番から50番について、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について2月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

7番農業委員 はい。

議長 はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員 7番星野です。2月24日に10番齊藤推進委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

第127号議案、受付番号47番です。場所は、梅田町馬立集会所を北に進んだ場所になります。右側住宅、物置があり、左側が畑になっており雑草が生えた状態でした。キャンプ場を作るという事ですが、譲受人の方は埼玉県ということですので管理等もございますので、どうかと思います。みなさまにお諮りしたいと思います。

次に受付番号48番です。場所は、黒保根町水沼駐在所南東になります。申請地は、住宅が建っており、約50年前から住んでいるということなので、いたしかたないかと思いました。

次に受付番号49番、50番は隣接しており同じ案件のため、一緒に報告させていただきます。場所は、黒保根町涌丸集会所北西に進んだ場所になります。太陽光発電施設が周りにある中の一角でした。こちらも、いたしかたないかと思いました。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。受付番号47番ですが、872㎡という少ない面積でキャンプ場の設営をするということですが、水や火を使いますよね。水については、排水をどのように考えているのかわかりません。水の問題として、きちんと排水して浄化槽を作っているのかお尋ねします。また、一番の問題は、火を使うと隣接が杉山のため山に火が入る可能性があります。そのほかにキャンプ場の管理者として、どこに住み、どこで管理して、どのように運営していくのかもお尋ねしたいと思います。

議長 はい。事務局。

事務局 受付番号47番ですが、申請者に確認しましたら衛生面につきましては、浄化槽を設置すると伺っております。また、それに合わせて仮設トイレも設置するという確認は取れております。また、安全面につきましては、業務用の消化器を4～5本配置すると伺っております。申請者には、気を付けるよう誓約書をいただける予定になっております。以上です。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。火が山に入った時に、業務用の消化器で対応できるかどうか、また、杉山ですとあっという間に火は広がります。

また、譲受人は、こちらに居住しないのですよね。居住しないで、キャンプ場を運営していくのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 こちらで確認をしている限りでは、埼玉県の方で、普段は会社員として働く傍ら、趣味がキャンプということなので、その経験を生かしてキャンプ希望者の補助を行いながらキャンプ場を運営していく考えでいるそうです。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。そうすると、キャンプ希望者の補助はするけれど、管理までは全てできないということですよ。山火事のこととも関係しますので、消防への申請は必要ですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 火災に関しては、農地法で求めている書類、火災についての項目が見当たらないため確認が取れていない状況です。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。桐生市の条例で桐生川の清流を守る条例、環境を守る条例等いくつかありますよね。それに対して浄化槽は、何人層で浸透式にする等あるかと思いますが、そのとおりにしていただけるのか、そうでないか、お尋ねします。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 環境条例につて、浄化槽、川の汚染についてSDGs推進課に確認したところ、川に汚物を流し込む場合に関しては、明らかな違反となることが確認できているのですが、浄化槽等設置していただけるのであれば、問題はないと伺っております。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。何人層という指導はできるのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 SDGs推進課で指導できるのは、法律で決まった範囲になります。基本的には法律で定められている範囲で指導ができるかどうかとなります。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。一般家庭ですと浄化槽は小さくてすみませんが、営業で他の

人が使用すると、それなりに大きい浄化槽が必要になることは認識しております。

議長 納得することができないとすると、事務局から再度、譲受人に質問をさせていただき、その内容に対して明確な答えを求めるということでよろしいですか。

12番農業委員 そうしていただいた方が、よいです。

議長 ほかに、ご質問ございますか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番深澤です。受付番号47番のキャンプ場の件で火事の話が出てきましたが、私は地元の消防団に入っております、今年度1年間で黒保根町のキャンプ場関係のぼや騒ぎが2件ございました。まず1件目として一番問題になったのがキャンプ場の経営側と連絡が取れなかったことで、管理棟があるのに管理者が付いておらず、何かあったらここに連絡してくださいと書いてあったので連絡したところ、誰もいない管理棟の電話がなっているだけで管理者と連絡が取れない状況でした。次に2件目ですが、別のキャンプ場で芝生が枯れあがっている上でバーベキューをしていて、芝生が燃えた火災でした。周りに道路があつて山には火が入らなかったのですが、そういう実例がございますので、もし、キャンプ場を運営するのであれば、安全対策を徹底するお願いはしていただくべきだと考えております。以上です。

議長 事務局、その旨も伝えて下さい。

事務局 はい。ありがとうございます。伝えさせていただきます。

議長 ほかに、ご質問ございますか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第127号議案の受付番号47番については、これまでの意見を踏まえた上で保留ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局が申請者と話をして、来月の総会で再度審議するというので保留いたします。そのほかの3件につきましては本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第127号議案の内の3件につきましては、許可相当として承認さ

れました。

日程第4 報告第63号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第63号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。以上です。

議長 続きまして、報告第64号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第64号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第64号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2時 45分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 番

3 番
